

# 岐阜県公報

第 四 百 六 十 五 号  
令 和 六 年 二 月 二 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 公安委員会規則

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

(警 務 課) 四一<sup>ページ</sup>

### 告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

(森 林 保 全 課) 四二

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 四二

土砂災害警戒区域の指定解除

(砂 防 課) 四二

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 四二

土砂災害警戒区域の指定

(同) 四三

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 四三

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(恵 那 農 林 事 務 所) 四三

### 公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課) 四四

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都 市 政 策 課) 四四

### 公安委員会規則

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第一号

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年岐阜県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第九十九条第二項」を「第九十九条第一項」に改め、「司法警察員」の下に「及び同法第二百一条の二第一項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附 則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
土岐市泉町定林寺字市ノ沢九四九の七、字園戸九五八の六
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

岐阜県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
萩原線	下呂市萩原町山之口字平三四番七地先から		四六〇	令和六・二・二	令和四・九・二〇

同市町同 字同三三 番二地先まで

岐阜県告示第四十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古摩	加茂郡七宗町神淵 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

古摩	加茂郡七宗町神測 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
----	-----------------------------	---------	---------------

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古摩	加茂郡七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

古摩	加茂郡七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
----	----------	---------	---------

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
恵那市中野方町字宇塚四四三七の四〇
  - 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕は、省略し、その関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下立用水東支線地区	大 垣 市 役 所	同 令 和 六 年 二 月 三 日 以 来 三 月 三 十 一 日 以 前 まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
羽島市
- 二 調査を行った地域  
羽島市竹鼻町の一部（狐六円福・壱ツ家）
- 三 調査を行った期間  
平成二十四年七月から平成二十六年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称  
羽島市（竹鼻町の一部）の地籍図  
羽島市（竹鼻町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日

令和六年一月二十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
羽島市
  - 二 調査を行った地域  
羽島市江吉良町の一部、上中町長間の一部及び上中町中の一部（インター南部西）
  - 三 調査を行った期間  
令和二年七月から令和五年三月まで
  - 四 地図及び簿冊の名称  
羽島市（江吉良町の一部、上中町長間の一部及び上中町中の一部）の地籍図  
羽島市（江吉良町の一部、上中町長間の一部及び上中町中の一部）の地籍簿
  - 五 認証年月日  
令和六年一月二十三日
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 令和六年二月二日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 調査を行った者の名称  
加茂郡東白川村
  - 二 調査を行った地域

三 加茂郡東白川村大字神土の一部（上親田）  
調査を行った期間

平成二十五年七月から平成二十七年二月まで  
地図及び簿冊の名称

四 加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図  
加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
令和六年一月二十三日

令和六年二月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社